

倉吉打吹地区まちづくり要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉打吹地区の自然景観、まちなみ景観とその生活環境を保全し、快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、倉吉打吹地区のまちづくりに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 倉吉打吹地区 成徳及び明倫地区のうち、別図に定める区域
- (2) 土地所有者等 倉吉打吹地区内に土地を所有する者又は地上権若しくは賃借権を有する者
- (3) 地区施設等 水路、道路、通路、小公園、広場、緑地その他住環境整備改善のために必要な施設及び屋外消火栓、防火水槽その他防災性の向上のために必要な施設並びに集会所その他地域住民の活動拠点又は非営利施設で住民が主として利用するもの

(土地所有者等の協力)

第3条 土地所有者等は、倉吉打吹地区の自然景観、まちなみ景観とその生活環境が保全されるよう、市の施策に協力するものとする。

(整備方針の策定)

第4条 市長は、倉吉打吹地区について、まちづくりの指針として整備方針（以下「方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、方針を定めたときは、倉吉打吹地区の住民に方針を周知するため、必要な措置を講じるものとする。

(まちづくり協定の締結)

第5条 土地所有者等は、まちづくりに対する意思の統一を図り、まちの再生と住環境の整備改善を図るためにまちづくり協定（以下「協定」という。）を締結することができる。この場合において、協定の対象となる土地の区域内に居住する世帯の3分の2以上の合意がなければならない。

- 2 協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 協定の目的、名称及びその対象となる土地の区域に関する事項
- (2) 建築物その他工作物（以下「住宅等」という。）の形態、意匠及び色彩等に関し必要な事項
- (3) 住宅等の維持管理に関する事項
- (4) 地区施設等の維持管理等に関する事項
- (5) 協定を実施するための組織に関する事項
- (6) 協定の締結及び変更の手続に関する事項
- (7) 協定の有効期間

(整備計画の策定)

第6条 市長は、倉吉打吹地区内における地区施設等の整備に関する事業計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、計画を定めたときは、関係住民に計画を周知するため、必要な措置を講じるものとする。

(住宅等の整備及び維持管理に関する事項)

第7条 倉吉打吹地区内で住宅等を整備しようとする土地所有者等は、まちなみ景観とその生活環境が保全されるよう努めるものとする。

2 倉吉打吹地区内に住宅等を所有する土地所有者等は、まちなみ景観とその生活環境が保全されるよう維持管理に努めるものとする。

(地区施設等の維持管理等に関する事項)

第8条 倉吉打吹地区内に居住する土地所有者等は、地区施設等について適正な維持管理に努めるとともに、市長からの地区施設等に関する要請に協力するものとする。

(現状変更行為の届出)

第9条 倉吉打吹地区内（倉吉都市計画倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区の決定について（平成10年倉吉市告示第39号）に規定する倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区を除く）において次に掲げる行為をしようとする土地所有者等は、倉吉打吹地区現状変更行為届出書（別記様式）により、あらかじめ市長に届け出るものとする。

(1) 住宅等の新築、増築、改築、移転又は除去

(2) 住宅等の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩若しくは材質の変更

(3) 宅地の造成その他土地の形質の変更

2 市長は、前項の届出があった場合は、まちなみ景観のために必要な措置を講ずるよう、専門的技術指導又は助言をすることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月28日から施行する。

別記様式（第9条関係）

倉吉打吹地区現状変更行為届出書

年 月 日

（あて先）

倉吉市長

届出者 住所

氏名

㊞

（電話 — — ）

倉吉打吹地区まちづくり要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり届出します。

記

工 事 場 所	
工 事 理 由	
現状変更の内容 及び実施の方法	
工事の着手及び 完了の予定時期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
工 事 施 工 者 住所・称号 責任者 氏名 連絡先電話番号	
備 考	

（添付書類）位置図、配置図、設計図

別図（第2条関係）

